



新津商工会議所  
ホームページ



メール配信随時受付中！  
切替はこちらのフォームから

## 金融情報

### 経営改善貸付（マル経融資） （賃上げ貸付利率特例制度あり ※利下げ）

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円	運転 設備（10年以内）	2.40% ※2/1現在 特例：上記利率-0.5%（2年間）

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

#### 【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

#### 【特例：賃上げ貸付利率特例制度の対象者について】

- ・創業後3ヶ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある事業者に限ります。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。  
（東・南部地区：近藤、北部地区：柳、西部地区：榎）  
この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談ください。

## 相談会

### 資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
  - ・ 3月 3日（火）
  - ・ 4月 7日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
  - ・ 3月10日（火）
  - ・ 4月14日（火）

<当所経営指導員（近藤・柳・榎）までご予約をお願いいたします。>

## 【決算申告個別相談会】のご案内

～事前にご予約をお願い致します～

決算申告相談会は、近年の税制改正等で相談者の増加に加えe-Taxの電子申告等に対応するため、本年度も決算申告相談会を2月2日（月）から3月6日（金）までの土日祝日を除く毎日開催することといたしました。

例年、3月は申告相談が大変混み合い担当職員が対応できない場合もありますので、お早めにご予約をお願いいたします。

◆日時 現在開催中 ～ 3月6日（金）（予約枠が残り少なくなっております）  
※土日祝日を除く

◆時間 9:00～12:00 / 13:00～16:00  
※予約可能時間は、9:00 / 10:30 / 13:00 / 14:30（1人：1時間30分）

◆会場 新津商工会議所3F

#### ◆持参書類等

- ①決算書や月別総括集計表（分かるところは全て記入して下さい）  
※「みんなの青色申告」を利用の方は、使用中のノート型パソコン又は当該年度のバックアップファイル
  - ②前年度の決算書及び所得税確定申告書の控え
  - ③控除証明書類（社会保険料や生命保険料等）
  - ④申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと、身分証明書（運転免許証等）のコピー
  - ⑤扶養や配偶者控除等を受ける方のマイナンバーがわかるメモ
  - ⑥利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」と、パスワードがわかるメモ
- ※この度の相談会より相談手数料の改定がございます。ご理解ご協力をお願いいたします。

### 税理士代理送信又はIDパスワード方式などによりe-taxを利用された方 又は会議所を通じて申告書類を提出した方

昨年の決算申告書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人、e-Tax送信で提出した人などへは申告書・決算書は送付されません。

予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されますので、その通知をご持参下さい。

### e-Tax「ID・パスワード方式」新規発行停止のお知らせ

国税庁は、令和7年10月1日をもって、e-Taxの「ID・パスワード方式」の新規発行を終了いたしました。現在、初めて利用される方は『マイナンバー方式』となります。なお、既にIDをお持ちの方は引き続き利用可能ですが、今後、扱いの変更が検討されています。詳細は右記QRコードよりご確認ください。

【詳細：国税庁HP】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/pdf/idpw20251001.pdf>



# CCI エクスプレス

会員様へいち早くお役立ち情報をお届けする情報誌です！

476-2号 2026年 2月 20日

新津商工会議所  
TEL: 22-0121  
FAX: 25-2332  
メール: n-cci@fsinet.or.jp



新津商工会議所  
ホームページ



メール配信随時受付中！  
切替はこちらのフォームから

## 【消費税申告相談会】のご案内 ～事前にご予約をお願い致します～

免税事業所でインボイス制度に登録された事業者は消費税の申告が必要となります。当所では、消費税相談会を開催致しますので、お早めにご予約をお願いいたします。

- ◆日時 3月24日(火)
- ◆時間 9:30~12:00 / 13:00~16:00 ※予約は30分単位
- ◆会場 新津商工会議所3F
- ◆持参書類等

- ① 2年前(令和5年分)の決算申告書
- ② 令和7年分の決算申告書、本則課税の方は税区分のわかる書類
- ③ 申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと、身分証明書(運転免許証等)のコピー
- ④ 利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」と、パスワードがわかるメモ

※この度の相談会より相談手数料の改定がございます。ご理解ご協力をお願いいたします。

<主催: 新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会>



## 寄付金募集 フラワーロード事業の寄付金募集

秋葉区や当所など、地域の団体や企業で構成するフラワーロード実行委員会では、国道403号線のフラワーロード事業を継続するため、令和8年度分の寄付金を募集しています。寄付金は花の種などの原材料費や維持管理を行う作業費に使われます。皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



- (1) 寄付金額 1口1000円(何口でも可)
- (2) 寄付金口座(振込手数料は寄付者負担)  
第四北越銀行 新津支店 普通 5047690  
国道403号フラワーロード実行委員会  
コクドウヨソマルサンゴウフラワーロードジッコウインカイ  
※秋葉区役所建設課まちづくりグループへの持参でも可
- (3) 受付期間 令和8年3月31日まで
- (4) 寄付者氏名のチラシ掲載について  
氏名の掲載を希望される場合は事務局まで連絡をお願いいたします。

【お問合せ先】 国道403号フラワーロード 実行委員会事務局(秋葉区役所建設課)  
TEL 0250-25-5691(直通) FAX 0250-24-8340

## 会社・法人の登記、放置していませんか？

～休眠会社・休眠一般法人の整理作業について～

毎年10月頃、法務省は「休眠会社・休眠一般法人の整理作業」を実施しています。最後の登記から一定期間が経過した会社・法人は、必要な対応を行わないと、解散したものとみなされてしまいます。

【対象となる会社・法人】

株式会社	最後の登記から12年経過
一般社団法人・一般財団法人	最後の登記から5年経過

【必要な対応】

法務大臣の公告から2か月以内に、以下のいずれかの対応が必要です。

- ① 必要な登記申請を行う(役員変更の登記など)
- ② 「まだ事業を廃止していない」旨の届出を提出する

※上記の対応を行わないと、解散したものとみなされ、職権で解散の登記がされます。

【ご注意ください】

- ・登記をしないと、裁判所から最大100万円の過料に処せられることがあります。
- ・株式会社の役員には任期があり、全員が再任された場合でも、役員変更の登記が必要です。
- ・昭和49年以降、約74万の休眠会社等が職権で解散登記されています。

詳しくは、管轄の法務局または法務省のホームページをご確認ください。

## 【会員無料】WEBセミナー！

～おすすめセミナーのご案内～

当所では、会員事業者様に無料でご利用いただけるWEBセミナーを公開しています。「経営」「法律」「労務」「税務」「人材育成」など、多様なジャンルで700以上のセミナーコンテンツが24時間いつでもどこでもPCやスマホ等でご視聴可能です。

↓↓↓ 人気の講座はこちら ↓↓↓



※ご利用には新津商工会議所会員専用のログインIDとパスワードが必要です。

<担当: 柳、甲田>